

資料7

松江市感染症予防計画の策定について

松江市感染症予防計画の策定について

【予防計画の策定について】

- 改正感染症法に基づき、保健所設置市に新たに感染症に係る予防計画の策定が義務付けられた。



松江市感染症予防計画の策定

- 令和5年度中に策定する（改正感染症法が令和6年4月1日施行であるため）
- 内容は、国の基本指針及び県予防計画に即して定める。（法第10条第14項）



記載項目は、検査や移送、保健所の体制など。
数値目標を含め、県と協議しながら策定する。

- 市予防計画の内容は、法に定める都道府県連携協議会で協議する。
（法第10条第18項で準用する同条第6項）

松江市予防計画の記載項目

◆松江市予防計画の記載項目について

保健所設置市として松江市が策定する予防計画の記載項目は以下のとおり（県計画記載項目との比較）

予防計画記載項目	県計画 記載項目	市計画 記載項目
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	○	○
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	○	—
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○	○
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	○	—
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	○	○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	○	○ (一部※)
七 宿泊施設の確保に関する事項	○	—
八 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	○	○
九 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	○	—
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	○	○
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	○	○
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	○	○

※ 六は、検査の実施件数、医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数、保健所の感染症対応業務を行う人員確保数が対象。

松江市予防計画骨子（案）

◆松江市予防計画骨子（案）

松江市予防計画骨子（案）	
第一	地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
第二	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第三	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第四	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第五	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第六	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第七	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第八	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
第九	その他感染症の予防の推進に関する重要事項
第十	新興感染症に係る数値目標

※ 第十は、検査の実施件数、医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数、保健所の感染症対応業務を行う人員確保数が対象。

数値目標の設定（案）

◆松江市予防計画に係る数値目標（案）

数値目標を設定する事項	数値目標	数値目標
検査体制	検査の実施能力 （島根県保健環境科学研究所に委託）	【 流行初期 】 132件／日 【 流行初期以降 】 327件／日
人材の養成及び資質の向上	保健所職員や保健所以外の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施	年1回以上
保健所の体制整備	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	素案に掲載予定